

今回の
講師



税理士法人 福岡中央会計 所長税理士
瀬戸 英晴氏(せと ひではる)

中央大学法学部法律学科卒。1995年にアメリカ・ジョージワシントン大学MBA課程を修了し、2003年に税理士法人 福岡中央会計 所長へ就任。本業の税理業務の他、福岡を中心に研修や講演、執筆など広く活躍する。

“いつか”に役立つ知識を学ぶ。

Biz Study
Vol.04

Lesson:相続税と確定申告のこと

節税に繋がる制度や特例を活用した相続税と確定申告の賢い対処法。

毎年この時期になると耳にする「確定申告」。

そして、身近な問題でありながら考える機会の少ない「相続税」。

この二つの密接な関係について専門家である福岡中央会計・瀬戸所長に伺った。

サラリーマンであっても
確定申告が必要!?

——サラリーマンにも、確定申告が必要な場合があると聞きました。

瀬戸 給与収入が2千万円を超す人、

副収入などが一定額を超えるサラ

リーマンは確定申告が必要です。

ここで確定申告といえば、前年の個

人所得を計算して税法に則った税額

を確定させ、3月15日までに申告す

る手続きをイメージします。しかし

厳密な意味では法人税や消費税など

も、決算日から原則2か月以内の確

定申告が必要です。「確定申告」は税

務署が税額を確定させるのではなく

、民主的な制度といえます。

——相続税も確定申告が必要でしょ
うか。

瀬戸 はい。納税者自身が財産や債

務の額を計算して税額を確定させ、
相続発生から10か月以内に確定申

告をします。その際、相続税の申告納

税義務の有無がポイントです。3千

万円+法定相続人の数×6百万円の

基礎控除額に満たない場合は、相続

税の申告をする義務はありません。

しかし、この基礎控除は平成27年か
らそれまでの6割まで引き下げられ
たものです。この改正によって、相続
税の納税者数が2倍近くまで膨ら
んだので、相続税がにわかに身近な存
在となつたのです。

——亡くなつた方の確定申告はどう

瀬戸 例えば、相続税を3千万円支
て、不動産収入があると申告義務が
大幅に節税できるケースも。

——具体的例を教えてください。

瀬戸 例えば、相続税を3千万円支

りますか。

瀬戸 被相続人(亡くなった方)の給与

所得や退職所得以外の所得が20万円
を超える場合、公的年金收入が4百

万円を超える場合、不動産の売却益
がある場合などは、その年の所得税
の確定申告が必要です。これを所得

税の「準確定申告」と呼び、相続発生
から4か月以内に、相続人の責任で
提出しなければなりません。被相続

人がアパートや駐車場などをお持ち
で、不動産収入があると申告義務が
必要な場合があります。

瀬戸 税務署は取得費加算を適用して

大幅に節税できるケースも。

——そのほかに注意しておく点はあ
りますか。

瀬戸 相続税の申告納税後、相続人
が相続した財産を売却した場合に
も所得税の確定申告が必要です。

瀬戸 ここで注意しなければならないの
は、相続発生日と納税額によつて
は、申告額に大きな違いが生じる
ということです。相続発生から3
年10か月以内に相続財産を売却した
場合には、その財産を取得するた
めに支払った相続税額をコストと
して控除し、税額を計算すること
ができます。これを「取得費加算」
と呼びます。

瀬戸 例えれば、相続税を3千万円支

払つた人が、相続財産の土地を売却し
たとします。その土地の評価額が、相
続した財産総額の3分の1であった1
千万円が控除されます。取得費加算を
活用しなかつた場合と比較して、約2
百万円も節税できるのです。

——節税による約2百万円の差は大
きいですね。

瀬戸 税務署は取得費加算を活用して
大幅に節税できるのです。

——節税による約2百万円の差は大
きいですね。

瀬戸 平成28年の税制改正によつて、
被相続人が所有していた居住用家屋
の敷地について、売却益から3千万円
までの特別控除が導入されました。こ
れは増え続ける空き家の率を抑えよう
という政府の政策的意図によるもの
です。適用には条件がありますが、う
まく条件に合致すると、多くの場合が
無税で売却できるため、忘れないで活用
したい特例のひとつです。

瀬戸 空き家を売却した場合は
3千万円までの控除が可能。

——それ以外に節税となる特例はあ
りますか。

瀬戸 平成28年の税制改正によつて、
被相続人が所有していた居住用家屋
の敷地について、売却益から3千万円
までの特別控除が導入されました。こ
れは増え続ける空き家の率を抑えよう
という政府の政策的意図によるもの
です。適用には条件がありますが、う
まく条件に合致すると、多くの場合が
無税で売却できるため、忘れないで活用
したい特例のひとつです。

——制度や特例を知つておくことが
大切ですね。

瀬戸 相続財産に関する所得税の特
例措置は、相続発生日から数えて一
定期間に限られます。相続手続きの
なかで、将来の遺産売却計画も同時
に検討するのが、賢明な納税者とい
えるでしょう。

【平成26年1月】Aさんは相続により①総額1億5,000万円の財産を取得
このうち土地の評価額は②5,000万円(被相続人はこの土地を40年前に2,000万円で購入)で、Aさんは相続税
③3,000万円を支払った。
【平成29年10月】Aさんは相続で取得した土地を6,000万円で売却。

■ 取得費加算される相続税額 (譲渡益から控除される額)	②5,000万円 × ③3,000万円
①1億5,000万円	= 取得費加算額 1,000万円

平成30年3月の確定申告で、Aさんの譲渡所得にかかる税金					
● 落札額	● 購入額	● 取得費	● 取得費加算	● 所得税率	● 所得税率(20%)
6,000万円	2,000万円	200万円	-	3,800万円	760万円
6,000万円	2,000万円	200万円	1,000万円	2,800万円	560万円

200万円の節税!

※元手にあたり仲介料などを200万円の譲渡費がかかったとする ※※優遇特別所得税率は便益上除外

——制度や特例を知つておくことが
大切ですね。

瀬戸 相続財産に関する所得税の特
例措置は、相続発生日から数えて一
定期間に限られます。相続手続きの
なかで、将来の遺産売却計画も同時
に検討するのが、賢明な納税者とい
えるでしょう。

——いいからといって、率先して税金を
軽減してくれません。厳しい言い方を
すれば、損をしても自己責任なので
す。納税額が高額だった場合で、売却
しようとする財産の占める割合が大
きな時には、売却するタイミングを相
続発生から「3年10か月以内」と決め
ておくこと。そして申告時には取得
費加算の制度を忘れずに活用するこ
とを肝に銘じておくべきでしょ。

INFO

税理士法人 福岡中央会計

[住所]福岡市中央区天神5-7-3 福岡天神北ビル3F

[電話]092-715-5551 ※受付時間:月～金 9:00～18:00(休日:土・日・祝日) [HP]<http://www.fc-tax.com>